

弘前市子育て支援員の設置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもが健やかに生まれ育つために必要な子育て支援等の担い手となる弘前市子育て支援員（以下「子育て支援員」という。）について必要な事項を定めるものである。

(要件)

第2条 子育て支援員は、次のいずれかの要件に該当する者とする。

- (1) 人格識見に優れ、子育ての経験を有し、広く子育ての実態に通じ、健康で活動力がある者
- (2) 児童の健全育成に熱意を有する者

(欠格事項)

第3条 子育て支援員を希望する者が次のいずれかに該当する場合は、子育て支援員として認定しないものとする。

- (1) 営利目的の活動を行う者
- (2) 宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者の勧誘をし、又は信者を教化育成する活動をいう。）を主たる目的とする活動を行う者
- (3) 政治活動（政治上の主義を推進し、支持し、又は反対する活動をいう。）を主たる目的とする活動を行う者
- (4) その他子育て支援員の趣旨に合致しないと認められる者

(認定及び登録)

第4条 子育て支援員を希望する者は、弘前市子育て支援員登録申込書（様式第1号）により、市長に対して申込みを行うものとする。

- 2 市長は、第2条の要件に該当すると認めた場合には、子育て支援員として認定する。
- 3 市長は、認定した子育て支援員に対し、弘前市子育て支援員認定証（以下「認定証」という。）（様式第2号）を交付するものとする。
- 4 子育て支援員の認定期間は、認定の日から2年間とする。ただし、特に申出でない場合は、継続更新するものとする。

(活動内容)

第5条 子育て支援員は、次の活動を行う。

- (1) 地域において、子育てに関する相談及び支援に関する活動
- (2) 子育て支援員相互の交流、弘前市子育て支援員連絡協議会の運営における情報交換、活動検討、児童福祉関係行政機関等との連携を図り、地域での子育て支援の基盤づくりに努める活動

(認定証の携帯)

第6条 子育て支援員が活動する際は、認定証を携帯するものとする。

(秘密を守る義務)

第7条 子育て支援員は、活動において知り得た秘密を漏らしてはならない。子育て支援員を辞した後も同様とする。

(報酬)

第8条 子育て支援員の活動に対し、報酬は支払わない。

(報告)

第9条 子育て支援員は、当該年度の活動の実施状況について、弘前市子育て支援員活動状況報告書(様式第3号)を市に提出するものとする。

(登録の変更及び取消し)

第10条 子育て支援員の登録事項に変更が生じたとき、又は子育て支援員を辞するとき、市長に届け出るものとする。

2 前項の届出があった場合は、必要な変更又は認定の取消しを行うものとする。

3 市は、認定期間中であっても、子育て支援員が不適任であると認めるときは、職権により認定を取り消すことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月27日から施行する

附 則

この要綱は、令和元年5月22日から施行する